

別記第2号様式（結果の公表）

『鴨川市犯罪被害者等支援条例案』に対する意見募集結果をお知らせします。

鴨川市犯罪被害者等支援条例案について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、鴨川市犯罪被害者等支援条例を策定いたしました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

**[策定した政策の名称]**

鴨川市犯罪被害者等支援条例

**[政策等の案を公表した日]**

令和7年9月22日

**[意見募集期間]**

令和7年9月22日（月）から令和7年10月21日（火）まで

**[意見の提出状況]**

1 意見提出者 1人

2 延べ意見数 2件

3 意見提出方法

窓口への提出 0件、郵便 0件、ファクシミリ 0件、電子メール 2件

**[提出された意見と市の考え方]**

別紙のとおり。

なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。

**[実施担当課／問合せ先]**

鴨川市役所 企画総務部危機管理課消防生活安全係 電話番号 04-7093-7833

**[お知らせ]**

このたび策定した「鴨川市犯罪被害者等支援条例案」及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

鴨川市役所4階 企画総務部危機管理課

鴨川市役所1階 市政情報コーナー

別紙（提出意見の概要とこれに対する市の考え方）

第1 2ページ18行 第9条に対する意見

意見の概要	市の考え方
条例制定後の広報が重要である。	条例及び制度の内容について、周知を図ります。
どういった支援体制で「犯罪被害者等の権利利益の保護」が図られるのか、小中学生、高校生及びその保護者に知ってもらう機会を作る必要がある。	関係機関と協議し、周知、啓発を図ります。